

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書について

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

江 川 あ や

上 野 和 幸

植 木 だいすけ

小 林 ゆうき

高 橋 紀 博

品 田 ときえ

塩 尻 英 明

高 木 ひろたか

高 見 一 典

金 谷 美奈子

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書

人口減少及び少子高齢化の進行により、特に地方部においては、利用者の減少と採算性の悪化が同時に進行し、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増している。加えて、運転手不足の深刻化も相まって、このままではバスや鉄道といった交通機関の維持が困難となり、地域住民の移動手段、いわゆる地域の足が、地方部のみならず都市部においても失われるおそれが現実のものとなっている。

地域公共交通は、通学、通院、買物など住民の日常生活を支えるのみならず、地域経済や観光を下支えする基盤であり、その維持、確保は地域社会の存立に直結するものである。とりわけ、北海道を始めとする広域分散型の地域においては、自家用車を利用できない高齢者や学生等にとって、生活に不可欠な移動手段となっている。

こうした実態を踏まえれば、公共交通は、市場原理を基本とする単なる民間サービスの枠組みを超え、道路等と同様に社会インフラの一部として位置付けられるべきものであり、その維持については公的主体が積極的に関与していく新たな段階にあると考えられる。

しかしながら、現状においては、国において講じられている地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく施策や、地域公共交通確保維持改善事業による支援は、対象や支援内容が限定的であり、多くの生活交通は依然として地方公共団体の財政支援に依存しているのが実情である。

これらの経費は、特に人口減少の進行が厳しい地方部において、既に標準的な財政需要となりつつあるにもかかわらず、現状においては、制度的裏付けが十分とは言い難い状況にある。

よって、国においては、次の事項について早急に制度の検討を始めるなど、地域公共交通を将来にわたり持続的に確保するための抜本的な措置を積極的に講ずるよう強く要望する。

- 1 地域公共交通の維持、確保は国家的課題であるとの認識の下、現行法の枠組みを見直し、公共交通を基礎的な社会インフラとして法的に明確に位置付けるとともに、網羅的かつ安定的な財政支援を可能とする新たな法体系の整備等を検討すること。
あわせて、地域公共交通の確保に要する各種施設設備について、道路等と同様の社会資本として取り扱い、公共事業等と同水準の国庫補助を行うなど、支援制度を抜本的に拡充すること。
- 2 特に人口減少が進む地方部において、地域公共交通の維持、確保のため地方公共団体が負担している経費については、標準的な財政需要となっている実態を踏まえ、法体系の整備と併せて、路線の営業距離や運行規模等に応じた普通交付税による措置などを検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会